

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第38号

答申番号：令和5年度答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、原処分②は取り消されるべきであり、原処分①に係る請求は棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、原処分①（生活保護法に基づく費用徴収処分）及び原処分②（生活保護変更申請却下処分）は、次の理由により、違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 原処分①について

本件車両（請求人の住居が入るアパートの前に駐車された軽自動車）の写真（以下「本件写真」という。）は、停車した本件車両が写っているのみで、請求人の運転を確認できるものではない。また、本件写真は、車両のナンバープレートも被写され、無断撮影の違法性がある。

(2) 原処分②について

請求人は、障害のある下肢の痛みや薬の副作用の影響もあり、寝所として使用していたロフトから降りる際に落下の危険があるため、転居費用の支給を求める申請（以下「本件申請」という。）が却下されたのは身体障害者に対する不当な扱いである。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 原処分①について

請求人は、処分庁の職員が本件写真を提示したところ、2回の通院時に本件車両を運転したことを認め、通院移送費を不正に受給したものであるから、判断過程に過誤はない。また、本件写真の撮影は、本件車両の所有者から許可を得ていないとしても、「生活保護の実施のために必要とされる調査」として認められるものである。

(2) 原処分②について

請求人の住居（以下「本件住居」という。）は、ロフト部分を使用しなくても、居住するために継続的に使用するに十分な面積を確保できている。また、請求人は、本件住居への転居時に自身の障害の程度やその悪化の可能性をも念頭に契約を締結することができたにも関わらず、その検討が著しく不十分であったことが認められ、「身体障害者がいる場合であって設備構造が

居住に適さないと認められる場合」に当たらない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 本件の事実経過に照らすと、原処分①に至る処分庁の判断は、生活保護法（以下「法」という。）及び処理基準に基づき適切になされたものといえるから、違法又は不当な点を認めることはできない。なお、本件写真の存在は原処分①の適法性、妥当性の判断に直接影響を与えるものとはいえず、また、処分庁は、保護の適正性を確保し、調査の結果を保全する目的で、社会通念上必要かつ相当と認められる方法で本件写真の撮影を行い、その目的の範囲内において使用したにすぎず、保護の実施機関が有する調査権限（法第28条第1項）の行使として、必ずしも許容されないものとはいえない。
- 2 請求人の主治医（以下「本件主治医」という。）による「急階段を利用しての昇降は困難」との回答を踏まえると、ロフト部分への階段を残したまま本件住居を使用し続けることは、請求人の障害の状態を考慮すると相当程度危険又は不便を伴うものといえるから、客観的にみて「身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さない」場合に当たるといふべきであり、原処分②は、法及び処理基準の解釈及び適用に誤りがあり、著しく妥当性を欠くものであって、取消しを免れない。
- 3 以上のとおり、原処分①は適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求のうち、原処分①に係る部分については、棄却されるべきである。一方、本件審査請求のうち、原処分②に係る部分については理由があることから、原処分②は取り消されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年3月9日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月14日、28日及び同年4月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

1 原処分①について

法第78条第1項は、被保護者が、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。その趣旨は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者は刑法等の規定によって処罰されるが、これだけでは保護金品に対する損失は補填されないため、かかる不法行為により不正に保護を受けた者から保護費を返還させるといふところにある。

また、法第78条に基づく費用徴収に係る事務は、地方自治法における法定受

託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（以下「処理基準」という。）を定めているが、処理基準によれば、不正受給かどうかの判断は、事実確認の調査を行ったうえで、不正受給の事実が確認できた時点でケース診断会議等で十分検討し、その処理方法等を決定し、被保護者が「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等が虚偽であることが判明したとき」は法第78条による徴収処分が妥当であるとされている。

そこで原処分①についてみると、処分庁は、請求人が本件車両を運転している疑いがあるとして、その使用実態等について従前より継続的に調査を行っていたところ、令和3年7月12日及び同年8月2日、請求人が本件車両を運転する場面を現認し、後日、運転した事実について請求人が自認したことから、ケース診断会議により検討した結果、公共交通機関を利用したとする請求人の「虚偽」の申請に基づき支給済みであった当該日に係る通院移送費（合計1,200円）が不実の申請により保護を受けたものと判断し、原処分を行ったことが認められる。

この点、請求人は、本件写真について停車した本件車両が写っているのみで、請求人の運転を確認できるものではなく、本件写真は無断撮影の違法性がある旨を主張する。しかしながら、原処分①は、前記のとおり、本件車両が写っていることのみをもって行われたものではなく、運転した事実について請求人が自認したこと等から行われたものである。また、本件写真の撮影は、法第78条の施行のため必要性があり（法第28条第1項）、その態様も公道上から撮影され、請求人等の私的領域に立ち入り撮影されたものではなく、この程度にとどまる限り社会通念上相当性を欠くものとは認められないから、このことをもって直ちに原処分①が違法であるということとはできない。よって、請求人の主張を採用することはできない。

2 原処分②について

処理基準によれば、敷金等の転居費用の支給は、被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、限度額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときに、所定の額の範囲内において必要な額を住宅扶助として認定して差し支えないこととされている。また、「転居に際し、敷金等を必要とする場合」として、「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」が例示されており、これに該当するか否かについては、医学専門的見地から、嘱託医等の医師の意見を求めた上で判断することが求められる。

そこで原処分②についてみると、処分庁は、本件申請がなされた後、転居の必要性についての病状調査を本件主治医に対して行い、本件主治医は「病状から急階段を利用しての昇降は困難である」と回答したことが認められる一方、処分庁は、ロフトを使用しなくても十分な面積を確保できているため、転居費用の支給は認められないとして原処分を行ったことが認められる。

しかしながら、本件主治医の前記回答からすると、本件住居にはロフト部分の急階段がある以上、本件住居が請求人にとって「身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さない」ものに当たり、転居費用が支給される場合として処理基準が示す例示に該当するというべきである。

よって、請求人について転居費用の支給を認めないとした処分庁の判断は、法及び処理基準に照らし、著しく妥当性を欠くものといわざるを得ないから、原処分②は取消しを免れない。

3 原処分①及び原処分②に係る判断について

以上のとおり、原処分②については取り消されるべきであるが、原処分①については、取り消すべき違法又は不当な点は認められず、原処分①に係る審査請求は棄却されるべきであるから、前記第1のとおり、答申する。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 鳥 井 賢 治

委員 日 笠 倫 子